

証券コード 7461

2020年6月11日

株 主 各 位

札幌市東区北六条東四丁目1番地7

株式会社 **オムラ**

代表取締役社長 木 村 勇 介

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

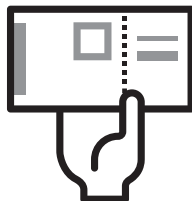
さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙の議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで。

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市東区北六条東四丁目1番地7
デ・アウネさっぽろ 1階 展示場102A
本社移転により開催場所が上記のとおり変更となっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご来場ください。
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第70期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kimuranet.jp>）に掲載させていただきます。
 - ・昨年まで株主総会にご来場いただきました株主の皆様にはお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により、取り止めさせていただくことになりましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
 - ・新型コロナウイルスの感染が拡大しています。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税による消費の冷え込みに加え、新型コロナウイルスの世界的な流行拡大からインバウンド消費が急減し、外出の自粛により宿泊・飲食サービスなどの対個人サービスが大幅に悪化しました。東京オリンピック・パラリンピックの開催延期等による経済活動の低迷は、リーマンショックを超えるものとなっております。新型コロナウイルスの感染拡大は長期化する恐れがあり、世界的な景気後退が懸念されております。

卸売事業の営業基盤であります住宅業界におきましては、金融機関のアパートローン審査の厳格化により貸家の減少基調が続いており、消費税増税の影響もあって住宅投資は弱い動きとなっております。全国における新設住宅着工戸数は88万3千戸（前年比7.3%減）、当社の主力市場である北海道におきましては、3万2千戸（同9.2%減）と前年を下回る水準で推移しております。その中で当社の業績に大きく影響を及ぼす持家は、全国で28万3千戸（前年比1.5%減）、北海道で1万1千戸（同0.7%増）と、北海道の実績は前年を上回っております。

このような状況下において、営業店支援のための提案型モデル住宅「S k o g のいえ」の全国展開とその商品群のブランド化を進め、自然素材の輸入関連商品、床下冷暖房システム「A i r V o l l e y」などの新商品開発と販売強化に努めてまいりました。

小売事業におきましては、個人の節約志向は根強く、同業他社、他業種との競争の激化が続いており、依然として厳しい経営環境にあります。このような状況下において、お客様満足度の向上、接客力の強化に努め、また、適正な利益の確保により収支改善に努めてまいりました。

これらの結果、当企業グループの第70期連結決算は、売上高327億10百万円（前連結会計年度比0.4%増）、営業利益15億90百万円（同7.5%増）、経常利益16億47百万円（同6.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7億94百万円（同3.2%増）となりました。

また、当社単体におきましては、売上高124億54百万円（前期比1.1%増）、営業利益 5 億56 百万円（同8.1%減）、経常利益 5 億87百万円（同8.4%減）、当期純利益 3 億41百万円（同29.0%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

卸売事業は、オリジナル商品の開発と提案営業を強化しましたが、本社移転に係る諸費用、Windows 7サポート切れに伴うパソコン入替費用など一過性の費用発生があり、売上高114億80百万円（前連結会計年度比1.7%減）、営業利益 8 億37百万円（同5.2%減）となりました。

小売事業は、適正価格での販売と経費削減による収益面の改善を図ってまいりました。これらの結果、売上高184億77百万円（前連結会計年度比0.0%増）、営業利益 8 億44百万円（同23.4%増）となりました。

不動産事業は、前年度に行った既存賃貸建物の建て替えによる収入増とホームセンターへの新テナント入居により、売上高 3 億39百万円（前連結会計年度比36.8%増）、営業利益 2 億35 百万円（同39.9%増）となりました。

足場レンタル事業は、業務の効率化による生産性の向上と経費節減に努めておりますが、今年度は安全衛生管理の観点から現場作業人員の班構成見直しを行い、売上高 9 億18百万円（前連結会計年度比11.8%減）、営業損失 6 百万円（前期は営業利益48百万円）となりました。

サッシ・ガラス施工事業は、工事現場での設計、監理、施工の基本を徹底することで業務の効率化に努めており、売上高14億94百万円（前連結会計年度比30.3%増）、営業利益80百万円（同255.5%増）となりました。

当連結会計年度の事業区分別売上高は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

事業区分	第 69 期 (2019年 3 月期)		第 70 期 (2020年 3 月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 比
卸 売 事 業	11,683	35.8%	11,480	35.1%	△202	△1.7%
小 売 事 業	18,472	56.7%	18,477	56.5%	5	0.0%
不 動 産 事 業	247	0.8%	339	1.0%	91	36.8%
足 場 レンタル事業	1,041	3.2%	918	2.8%	△123	△11.8%
サ ッ シ ・ ガ ラ ス 施 工 事 業	1,146	3.5%	1,494	4.6%	347	30.3%
合 計	32,591	100.0%	32,710	100.0%	119	0.4%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は10億90百万円であり、その主なものは本社移転に伴う新ビル取得関連 3 億79百万円、不動産事業におけるジョイフルエーケー屯田店のテナント店舗新設85百万円及び足場レンタル事業の構内舗装工事34百万円、函館営業所建設に伴う設備投資67百万円ならびに小売事業におけるジョイフルエーケー伏古店開設に伴う設備投資62百万円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 67 期 (2017年 3 月期)	第 68 期 (2018年 3 月期)	第 69 期 (2019年 3 月期)	第 70 期 (2020年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	28,329	31,720	32,591	32,710
経 常 利 益(百万円)	1,264	1,000	1,541	1,647
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	620	523	769	794
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	41.86	35.30	51.91	53.58
総 資 産(百万円)	23,597	25,261	25,269	23,991
純 資 産(百万円)	11,778	12,262	12,978	12,823
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	655.94	682.32	714.40	753.77

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ジ ョ イ フ ル エ ー ケ ー	百万円 980	% 70	D I Y 用 品 小 売
株 式 会 社 キ ム ラ リ ー ス	百万円 30	% 100	建 築 足 場 の レ ン タ ル
東 洋 ガ ラ ス 工 業 株 式 会 社	百万円 32	% 100	サ ッ シ ・ ガ ラ ス 施 工

(注) 当社の連結子会社である株式会社ジョイフルエーケーの株式の19%を追加取得しました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症による影響から、その見通しを立てにくく政府による追加の経済対策等を勘案しましても、効果を上げるには感染拡大の収束が不可欠です。大幅な下振れが長期化した場合、企業倒産が急増するおそれもあり経営環境は不透明な状況が続くものと考えられ、当企業グループにとっても予断を許さない状況が続くと思われます。

このような経済環境の中、当企業グループは激しく変化する市場環境への対応力を高めるために、グループ内の連携強化を図りながら、商品力と提案力のさらなる強化をめざしてまいります。

卸売事業において、次期の住宅市場は新型コロナウイルス感染拡大の影響から大きく下振れする懸念があります。そのような環境において、オリジナル提案型住宅「S k o g のいえ」の推進によりキムラブランドの確立をめざし、当社オリジナル商品の販売拡大を図ります。

小売事業において、個人消費にもウイルス感染拡大の影響は出てくるものと思われます。消費者の節約志向は強く、また業態を越えた販売競争もあって経営環境は厳しい状況が続いております。その中において、適正な販売価格の設定と在庫のコントロールによる値下げ販売を抑制し、適正な利益を追求してまいります。また、育成、教育プログラムを策定し、学び成長できる社内環境づくりを行い、C S 強化に取り組みます。ペット専門店の展開、新規部門の開発などを行い、持続的な成長ができる体質をめざしてまいります。

不動産事業において、不動産動向の情報収集を行うとともに、所有不動産を活性化させて収益確保をめざしてまいります。

足場レンタル事業においては、安定的な資材の入れ替えとメンテナンスを継続することで、お客様へ安心、安全を提供しさらなる事業拡大に努めてまいります。また、施工の標準化と技術指導、安全パトロールを強化して施工力の向上を図ります。

サッシ・ガラス施工事業においては、キムラグループとしてのシナジー効果を十分に発揮し、業容拡大を図ってまいります。

グループ強化としまして、限りある資源を効率的・生産的に活用するため、情報の共有化を徹底し、戦略統合を図り、より一層のシナジー効果を追求してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業内容	主要商 品 等	主 要 な 会 社
卸 売 事 業	住宅金物、住宅資材、住宅機器、エクステリア、機械工具、仮設資材、ビル用サッシ等	当社
小 売 事 業	D I Y用品、家庭用品、ペット用品、レジャー用品、建築資材、園芸用品、インテリア、農業用資材等	(株)ジョイフルエーカー
不 動 産 事 業	不動産賃貸及び販売	当社
足 場 レ ン タ ル 事 業	建築足場レンタル等	(株)キムラリース
サッシ・ガラス施工事業	サッシ・ガラス建具工事等	東洋ガラス工業(株)

(6) 主要な営業所及び店舗（2020年3月31日現在）

① 当社

本 社	札幌市東区北六条東四丁目1番地7	
営業所	釧路営業所（北海道釧路市） 帯広営業所（北海道河西郡芽室町） 旭川営業所（北海道旭川市） 函館営業所（北海道函館市） 仙台営業所（仙台市若林区） 郡山営業所（福島県郡山市） 関東営業所（さいたま市北区） 松本営業所（長野県松本市）	東京営業所（東京都豊島区） 千葉営業所（千葉県四街道市） 神奈川営業所（神奈川県藤沢市） 名古屋営業所（名古屋市名東区） 大阪営業所（大阪市中央区） 福岡営業所（福岡市東区） 物流センター（札幌市東区）

(注) 当社は、2020年1月14日付で札幌市東区北六条東四丁目1番地7へ移転しております。

② 子会社 株式会社ジョイフルエーカー

本 社	札幌市東区北六条東四丁目1番地7	
店 舗	屯田店（札幌市北区） 大曲店（北海道北広島市） 帯広店（北海道帯広市）	大麻店（北海道江別市） ペットワールド・ブロックス 新発寒店（札幌市手稲区） ペットワールド・ブロックス 伏古店（札幌市東区）

(注) 株式会社ジョイフルエーカーは、2019年12月15日付で札幌市東区北六条東四丁目1番地7へ移転しております。

③ 子会社 株式会社キムラリース

本 社	北海道石狩市新港西一丁目719番地 6		
営業所	恵庭営業所（北海道恵庭市）		帯広営業所（北海道帯広市）
	旭川営業所（北海道旭川市）		

④ 子会社 東洋ガラス工業株式会社

本 社	北海道石狩市新港南二丁目721番地 1		
-----	---------------------	--	--

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

（単位：名）

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
卸売事業	122 (32)	2 (2)
小売事業	427 (370)	3 (△24)
不動産事業	－ (ー)	－ (ー)
足場レンタル事業	34 (44)	△1 (△2)
サッシ・ガラス施工事業	32 (9)	△1 (ー)
全社（共通）	17 (2)	2 (1)
合計	632 (457)	5 (△23)

- （注） 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 不動産事業として記載されている使用人は、全社（共通）との兼務であり、専任者がいないため、上記のとおり記載しております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
139 (34) 名	4名 (△17名)	38歳9ヶ月	14年5ヶ月

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 洋 銀 行	3,060百万円
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	2,373百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	350百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	210百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,400,000株
- ② 発行済株式の総数 15,180,000株
- ③ 株主数 1,405名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社木村管財	4,254千株	28.68%
キムラ取引先持株会	1,796	12.11
有限会社カネキ	1,014	6.84
株式会社北海道銀行	734	4.95
木村勇介	716	4.83
木村勇市	631	4.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	455	3.07
株式会社北洋銀行	386	2.60
キムラ社員持株会	347	2.34
木村リサ	250	1.69

（注）持株比率は自己株式（347,124株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村 勇介	株式会社ジョイフルエーカー代表取締役社長 株式会社キムラリース代表取締役社長 東洋ガラス工業株式会社取締役会長
常務取締役	渋谷 和彦	営業本部長兼本州営業部長
取締役	奈良 泰	株式会社キムラリース常務取締役
取締役	泉 雅暁	マーケティング部長
取締役	小池 猛夫	株式会社ジョイフルエーカー専務取締役
取締役	八代 紀裕	管理部長兼経営企画室長
取締役	朝日田 雄人	有限会社朝日田コーポレーション代表取締役社長
常勤監査役	新 榮 功 明	
監査役	魚 住 繁	
監査役	斉 藤 博 之	北海道物流開発株式会社代表取締役会長
監査役	本 間 幹 英	株式会社ほんま代表取締役社長

- (注) 1. 取締役朝日田雄人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役斉藤博之氏及び本間幹英氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役新榮功明氏及び監査役魚住繁氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役新榮功明氏は、当社の経理部長を務めた経歴を有しております。
 - ・監査役魚住繁氏は、当社の経理課長・監査室長を務めた経歴を有しております。
4. 当社は、取締役朝日田雄人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、2020年3月16日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で執行役員制度を導入しております。

2020年4月1日付の取締役及び執行役員の状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 後	異 動 前
渋谷 和彦	常務執行役員 営業本部長	常務取締役 営業本部長
泉 雅 暁	執行役員 マーケティング部長	取締役 マーケティング部長
富 樫 紀 文	執行役員 本州営業部長	本州営業部長
吉 田 研 一	執行役員 商品部長	商品部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、取締役朝日田雄人氏及び監査役斉藤博之氏、監査役本間幹英氏ともに法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	43,200千円 (1,200)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	10,800 (2,400)
合 計 (うち社外役員)	9 (3)	54,000 (3,600)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1991年6月28日開催の第41期定時株主総会において月額10,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1991年6月28日開催の第41期定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役朝日田雄人氏は有限会社朝日田コーポレーションの代表取締役であります。当社と有限会社朝日田コーポレーションとの間には特別の関係はありません。
- ・監査役斉藤博之氏は、北海道物流開発株式会社の代表取締役であります。当社と北海道物流開発株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役本間幹英氏は、株式会社ほんまの代表取締役であります。当社と株式会社ほんまとの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役朝日田雄人	13回	100%	一回	－%
監査役斉藤博之	12	92	11	91
監査役本間幹英	11	84	10	83

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

朝日田雄人氏は他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。

斉藤博之氏及び本間幹英氏は監査役会において監査に関する重要事項の協議を行っております。なお、取締役会においては、両氏とも主に他社での長年経営に携わった経験と見識から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社の子会社である株式会社ジョイフルエーカーにつきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「コンプライアンス規程」「役員規程」等の社内規則を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ロ. 事業活動における法令・企業倫理・社内規則等の遵守を確保し、また改善するためコンプライアンス委員会を設置し、重要事項については定期的に取り締役会に報告を行う。各部門にコンプライアンス管理者を置き、組織風土の維持・改善に努める。
- ハ. コンプライアンスに関する相談や法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段として「内部通報制度」を制定し、法令等に反する行為を早期に発見し、是正する。
- ニ. 各組織から独立した監査室を設置し、監査役及び会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導並びに改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」「文書取扱規程」「内部情報及び内部者取引管理規程」「コンプライアンス規程」に従い、その保存媒体に応じて十分な注意をもって保存・管理する。
- ロ. 取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役社長は、リスクカテゴリーごとにリスク管理担当役員を定め、適切な管理体制を構築・運営させるとともに、定期的に管理体制を見直す。
- ロ. リスクが具現化し、重大な損失の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会にて速やかに対処方法を明確にし、取締役社長は必要に応じて全社に指示・伝達する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 意思決定プロセスの簡素化等により、迅速な意思決定を図るとともに、経営の重要事項については、取締役及び常勤監査役並びに部長で構成する部長会で十分討議したうえ、取締役会で意思決定する。
- ロ. 取締役会は中期経営計画に基づく年度計画の進捗度合いについて定例的に検証を行い、適切な対応策を講じる。
- ハ. 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、経営の効率化を図るとともに、監査役並びに監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 当社が定める「関係会社管理規程」に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を義務付ける。
- 2) 当社及び子会社の取締役が出席する関係会社連絡会議を定期的に行い、職務の執行状況を把握する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、リスクカテゴリーごとに専任部署を決め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 子会社における迅速な意思決定を確保するとともに、当社に専任部署を設置し子会社の管理・指導を行う。
- 2) 子会社においても当社と同様に中期経営計画に基づく方針管理を行うとともに、グループ全体での進捗状況を定期的に点検する。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 子会社の取締役等及び使用人は当社グループが定める「コンプライアンス規程」及び子会社が定める「役員規程」等の社内規則を遵守する。
- 2) 当社の監査役及び監査室は子会社の監査を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、取締役の指揮命令には服さない使用人を1名以上置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得たうえで取締役会において決定する。

ロ. 当該使用人の人事考課は監査役会で定めた監査役が行う。

- ⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を監査役に報告する。

ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社もしくは子会社に著しい損失の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。

ハ. 監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役及び使用人に報告を求めることが出来る。

ニ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

ロ. 取締役との意見交換を密にし、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス規程」等の社内規則にその対応を定め、組織全体で法律に則した毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との一切の関係を遮断排除する。

(運用状況の概要)

① コンプライアンスについて

当社は、当社グループ共通の「コンプライアンス規程」を制定し、グループ全役職員への徹底を図るとともに、グループでコンプライアンス委員会を定例的に開催し、組織風土の維持・改善に努めております。

② 取締役の業務の適正の確保について

定例取締役会のほかに、部長を含めた経営会議を月1回開催し、業務計画の進捗状況を確認し、日常業務における意思決定の透明性を確保しております。

常勤監査役は、経営会議に出席するとともに、稟議書の閲覧と各取締役へのヒアリングにより意思決定の有効性を検証しております。

③ 子会社における業務の適正の確保について

「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し定例的な報告を求めるとともに、関係会社担当部署の責任者を子会社の月例会議に出席させ、情報の共有化と子会社の管理・指導を行っております。また、当社及び子会社の取締役全員による関連会社連絡会議を定例的に開催し、情報の共有化とグループとしての意思統一を図っております。

当社常勤監査役は、子会社の取締役会をはじめ諸会議の議事録、稟議書を定例的に閲覧し、意思決定の有効性を検証しております。また、当社の監査役及び監査室は子会社の監査を行っております。

④ 監査役による監査の体制について

監査役は監査役会を月1回開催し、常勤監査役からの報告を受けるとともに、監査業務に関する審議を行い、取締役会において十分な意見交換を行っております。

常勤監査役は、取締役、会計監査人、監査室と十分な意見交換を行っております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	23,991,492	(負 債 の 部)	11,168,290
流 動 資 産	8,832,051	流 動 負 債	6,319,584
現金及び預金	2,847,234	支払手形及び買掛金	1,739,825
受取手形及び売掛金	2,316,934	電子記録債務	376,483
電子記録債権	145,745	短期借入金	2,776,100
商 品	3,304,690	リ ー ス 債 務	21,766
販売用不動産	67,429	未払法人税等	440,582
その他のたな卸資産	27,417	賞 与 引 当 金	162,266
そ の 他	139,993	そ の 他	802,561
貸倒引当金	△17,392	固 定 負 債	4,848,705
固 定 資 産	15,159,440	長期借入金	3,425,000
有形固定資産	13,148,701	リ ー ス 債 務	35,046
建物及び構築物	7,824,709	繰延税金負債	17,121
土地	2,813,367	再評価に係る繰延税金負債	164,277
賃貸用建物	620,990	役員退職慰労引当金	29,010
賃貸用その他資産	34,623	退職給付に係る負債	267,432
賃貸用土地	1,452,416	資産除去債務	327,689
リース資産	56,812	そ の 他	583,128
建設仮勘定	79,742	(純 資 産 の 部)	12,823,201
そ の 他	266,038	株 主 資 本	10,938,702
無形固定資産	302,801	資 本 金	793,350
の れ ん	155,122	資 本 剰 余 金	834,427
そ の 他	147,679	利 益 剰 余 金	9,443,860
投資その他の資産	1,707,936	自 己 株 式	△132,934
投資有価証券	668,854	その他の包括利益累計額	241,914
長期貸付金	9,837	その他有価証券評価差額金	160,328
繰延税金資産	493,993	土地再評価差額金	81,585
そ の 他	553,538	非 支 配 株 主 持 分	1,642,584
貸倒引当金	△18,286		
資 産 合 計	23,991,492	負 債 純 資 産 合 計	23,991,492

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		32,710,243
売上原価		23,872,400
売上総利益		8,837,843
販売費及び一般管理費		7,247,681
営業利益		1,590,161
営業外収益		
受取利息	2,556	
受取配当金	17,284	
仕入割引	80,755	
その他	67,582	168,178
営業外費用		
支払利息	25,500	
売上割引	77,641	
その他	7,909	111,051
経常利益		1,647,289
特別利益		
固定資産売却益	296,597	296,597
特別損失		
固定資産除売却損	627	
固定資産圧縮損	339,346	
投資有価証券評価損	18,690	358,664
税金等調整前当期純利益		1,585,222
法人税、住民税及び事業税	672,217	
法人税等調整額	△66,634	605,583
当期純利益		979,639
非支配株主に帰属する当期純利益		184,905
親会社株主に帰属する当期純利益		794,734

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	793,350	834,500	8,737,644	△132,934	10,232,560
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△177,994		△177,994
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			794,734		794,734
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△72			△72
土地再評価差額金の取崩			89,475		89,475
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△72	706,215	－	706,142
当連結会計年度末残高	793,350	834,427	9,443,860	△132,934	10,938,702

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 利 益 包 括 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	193,021	171,061	364,083	2,381,604	12,978,247
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△177,994
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					794,734
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					△72
土地再評価差額金の取崩					89,475
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額（純額）	△32,692	△89,475	△122,168	△739,019	△861,188
当連結会計年度変動額	△32,692	△89,475	△122,168	△739,019	△155,045
当連結会計年度末残高	160,328	81,585	241,914	1,642,584	12,823,201

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 連結子会社の数 | 3 社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 株ジョイフルエーカー
株キムラリース
東洋ガラス工業(株) |

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ジョイフルエーカーの決算日は2020年2月20日、東洋ガラス工業株式会社は2020年2月29日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品

当社は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を、また連結子会社は主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

販売用不動産及び

その他のたな卸資産

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
賃貸用建物	7～47年
賃貸用その他資産	6～20年
その他	2～34年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2007年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、当連結会計年度末の引当金計上額は、現任の役員が制度廃止までに在任していた期間に応じて計上した額であります。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象…借入金

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理によるものは、有効性の評価を省略しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産	定期預金	11,834千円
	建物	3,012,841千円
	土地	1,349,385千円
	賃貸用建物	127,989千円
	賃貸用土地	703,226千円
	投資有価証券	21,150千円
	計	5,226,427千円

対応債務

買掛金	92,631千円
1年内返済予定の長期借入金	698,600千円
長期借入金	3,185,000千円
その他(受入保証金)	79,797千円
計	4,056,028千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,602,440千円

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定しております。

(2) 再評価を行った年月日

2002年3月31日

(3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額

との差額

△542,545千円

4. 保証債務

当社グループ販売マンションの購入者の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

銀行ローン保証

341千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	15,180,000株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2019年6月27日開催の第69期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	177,994千円
--------	-----------

1株当たり配当額	12円
----------	-----

基準日	2019年3月31日
-----	------------

効力発生日	2019年6月28日
-------	------------

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年6月26日開催の第70期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	148,328千円
--------	-----------

配当の原資	利益剰余金
-------	-------

1株当たり配当額	10円
----------	-----

基準日	2020年3月31日
-----	------------

効力発生日	2020年6月29日
-------	------------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用規程に基づくものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが一年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。また、これら営業債務及び借入金の金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新する方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、ヘッジ会計の概要は、連結注記表「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項②重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2, 847, 234	2, 847, 234	—
(2) 受取手形及び売掛金	2, 316, 934	2, 316, 934	—
(3) 電子記録債権	145, 745	145, 745	—
(4) 投資有価証券	615, 354	615, 354	—
資産計	5, 925, 268	5, 925, 268	—
(1) 支払手形及び買掛金	(1, 739, 825)	(1, 739, 825)	—
(2) 電子記録債務	(376, 483)	(376, 483)	—
(3) 短期借入金	(2, 776, 100)	(2, 785, 893)	9, 793
(4) 長期借入金	(3, 425, 000)	(3, 364, 917)	(60, 083)
負債計	(8, 317, 408)	(8, 267, 119)	(50, 290)

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)短期借入金、(4)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております（上記負債(3)、(4)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	53,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、北海道札幌市その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスや賃貸商業施設を所有しております。なお、賃貸オフィスについては、当社及び連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当連結会計年度における賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差額 (千円)	その他 (売却損益等) (千円)
賃貸等不動産	113,619	66,328	47,290	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	5,353	1,967	3,385	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されております。なお、当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価 (千円)
	当連結会計年度期首残高（千円）	当連結会計年度増減額（千円）	当連結会計年度末残高（千円）	
賃貸等不動産	2,234,086	△90,776	2,143,309	2,651,001
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	37,722	△37,722	—	—

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は不動産売却（30,850千円）及び減価償却費（59,926千円）によるものであります。
3. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当連結会計年度増減額は、減価償却費（37,722千円）によるものであります。
4. 当連結会計年度末の時価は、主に「路線価による相続税評価額」等の指標等を用いて合理的に調整を行ったものであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	753円77銭
1 株当たり当期純利益	53円58銭

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

連結子会社における販売業務施設の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は20年と見積り、割引率は2.02%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	322,118 千円
時の経過による調整額	5,571 千円
期末残高	327,689 千円

貸 借 対 照 表

(2020年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	11,382,368	(負 債 の 部)	2,617,409
流 動 資 産	4,813,329	流 動 負 債	1,857,049
現金及び預金	2,067,984	支払手形	164,130
受取手形	430,187	電子記録債権	376,483
電子記録債権	144,794	買掛金	801,422
売掛金	1,280,943	1年内返済長期借入金	138,600
商売用不動産	777,413	リース債務	5,637
販売用不動産	67,429	未払金	72,885
前払費用	27,358	未払費用	33,349
前払の費用	10,871	未払法人税等	165,058
貸倒引当金	8,579	賞与引当金	54,000
固定資産	△2,233	その他の負債	45,483
有形固定資産	6,569,039	固 定 負 債	760,360
建物	3,579,207	リース債務	14,368
構築物	289,914	再評価に係る繰延税金負債	164,277
車両運搬具	5,128	退職給付引当金	267,432
器具備	2,294	役員退職慰労引当金	29,010
土地	10,993	その他の負債	285,271
建物	550,239	(純 資 産 の 部)	8,764,958
貸付金	707,558	株 主 資 本	8,523,141
貸付金	85,430	資本金	793,350
貸付金	1,835,909	資本剰余金	834,500
貸付金	20,005	資本準備金	834,500
貸付金	71,734	利益剰余金	7,028,226
貸付金	22,910	利益準備金	95,520
無形固定資産	8,046	その他利益剰余金	6,932,706
ソフトウェア	14,864	別途積立金	2,300,000
投資その他の資産	2,966,921	繰越利益剰余金	4,632,706
投資有価証券	666,682	自 己 株 式	△132,934
投資有価証券	2,083,680	評価・換算差額等	241,817
出金	122,295	その他有価証券評価差額金	160,231
長期貸付金	1,190	土地再評価差額金	81,585
長期貸付金	6,494	資 産 合 計	11,382,368
長期前払費用	2,456	負 債 純 資 産 合 計	11,382,368
繰延税金の引当金	46,830		
貸倒引当金	56,838		
	△19,546		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		12,454,175
売上原価		10,186,941
売上総利益		2,267,233
販売費及び一般管理費		1,711,069
営業利益		556,164
営業外収益		
受取利息	83	
受取配当金	17,242	
仕入割引	79,914	
雑収入	12,643	109,884
営業外費用		
支払利息	705	
売上割引	77,581	78,286
経常利益		587,762
特別利益		
固定資産売却益	296,183	296,183
特別損失		
固定資産除売却損	10	
固定資産圧縮損	339,346	
投資有価証券評価損	18,690	358,047
税引前当期純利益		525,898
法人税、住民税及び事業税	231,742	
法人税等調整額	△47,007	184,734
当期純利益		341,163

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計 合
		資 本 準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	793,350	834,500	834,500	95,520	2,300,000	4,380,061	6,775,581	△132,934	8,270,496
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△177,994	△177,994		△177,994
当 期 純 利 益						341,163	341,163		341,163
土 地 再 評 価 差額金の取崩						89,475	89,475		89,475
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	252,644	252,644	—	252,644
当 期 末 残 高	793,350	834,500	834,500	95,520	2,300,000	4,632,706	7,028,226	△132,934	8,523,141

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	192,852	171,061	363,914	8,634,411
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△177,994
当 期 純 利 益				341,163
土 地 再 評 価 差額金の取崩		△89,475	△89,475	—
株主資本以外の 項目の当期変動額 （ 純 額 ）	△32,621	—	△32,621	△32,621
当期変動額合計	△32,621	△89,475	△122,097	130,547
当 期 末 残 高	160,231	81,585	241,817	8,764,958

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～20年

車両運搬具 6年

器具備品 4～15年

賃貸用建物 7～50年

賃貸用その他資産 6～20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2007年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、当事業年度末の引当金計上額は、現任の役員が制度廃止までに在任していた期間に応じて計上した額であります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

定期預金	5,834千円
建物	74,748千円
土地	387,319千円
賃貸用建物	136,374千円
賃貸用土地	914,308千円
投資有価証券	18,978千円
計	1,537,563千円

対応債務

1年内返済予定の長期借入金	138,600千円
買掛金	21,437千円
その他（受入保証金）	79,797千円
計	239,834千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,417,636千円

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額の算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定しております。

(2) 再評価を行った年月日

2002年3月31日

(3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△542,545千円

4. 保証債務

(1) 関係会社の金融機関からの借入及び仕入債務に対し債務保証を行っております。

銀行借入保証

360,000千円

仕入債務保証

73,078千円

(2) 当社販売マンションの購入者の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

銀行ローン保証

341千円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

44,539千円

短期金銭債務

22,349千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 売上高

501,381千円

(2) 仕入高

334,384千円

(3) 販売費及び一般管理費

3,315千円

(4) 営業取引以外の取引高

3,244千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式

347,124株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,631千円
賞与引当金	16,416千円
貸倒引当金	6,620千円
退職給付引当金	81,299千円
役員退職慰労引当金	8,819千円
減価償却超過額	4,595千円
減損損失	34,727千円
その他	4,216千円
繰延税金資産小計	165,326千円
評価性引当額	△48,509千円
繰延税金資産合計	116,816千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△69,986千円
繰延税金負債合計	△69,986千円
繰延税金資産の純額	46,830千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)ジョイフルエーカー	980,000	小売事業	所有 直接 70	当社商品の販売 当社所有建物賃貸 役員の兼任債務保証	債務保証 (注)	364,537	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) (株)ジョイフルエーカーの銀行借入(360,000千円)及び仕入債務(4,537千円)につき、債務保証を行ったものであります。なお、当該債務保証に対する保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	590円91銭
1株当たり当期純利益	23円00銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株 式 会 社 キ ム ラ
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 達 郎 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 藤 森 允 浩 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すうなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示および注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月27日

株 式 会 社 キ ム ラ
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 達 郎 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 藤 森 允 浩 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラの2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、および阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

株 式 会 社 キ ム ラ 監査役会

常勤監査役 新 榮 功 明 ㊞

監 査 役 魚 住 繁 ㊞

社外監査役 斉 藤 博 之 ㊞

社外監査役 本 間 幹 英 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第70期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は148,328,760円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

執行役員制度の導入に伴い、経営体制の効率化のため取締役1名の選任をお願いするものであります。なお新たに選任された取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
あら 新 え 榮 のり 功 あき 明 (1955年 5月23日生)	1979年 4 月 株式会社北海道銀行入行 2008年 4 月 当社入社 2009年 6 月 当社取締役 2010年 4 月 当社管理本部長 2010年 6 月 当社経営企画室長 2015年 4 月 当社常務取締役 2017年 6 月 当社常勤監査役（現任）	28,200株

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役魚住繁氏、新榮功明氏、本間幹英氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	※ 猪 狩 哲 夫 (1947年10月9日生)	1971年4月 当社入社 1986年2月 当社取締役 1990年1月 当社常務取締役 2001年7月 当社専務取締役 2002年8月 当社取締役副社長 2005年4月 当社商品部長 2007年4月 当社リース事業部長 2008年4月 当社事業開発室長 2011年6月 当社相談役 (現任)	127,000株
2	※ 藤 田 健 一 (1957年2月27日生)	1979年4月 当社入社 2006年5月 株式会社ジョイフルエーケー入社 同社取締役経営統括部長 2013年2月 同社常務取締役 2016年2月 同社取締役経営企画室長 2017年5月 同社監査役 (現任)	15,920株
3	ほん ま みき ふさ 本 間 幹 英 (1970年11月19日生)	2006年6月 株式会社ほんま 代表取締役社長 (現任) 2014年4月 一般財団法人札幌物産協会 常務理事 (現任) 2016年6月 当社社外監査役 (現任)	—

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 本間幹英氏は、社外監査役候補者であります。

4. 本間幹英氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりです。

同氏は株式会社ほんまの代表取締役であります。企業経営に関する幅広い知識と経験により社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

5. 当社は、本間幹英氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、888万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、本間幹英氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 本間幹英氏は、現に当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
お 越 ち 智 ひろ 裕 と 人 (1957年4月29日生)	1991年10月 小樽ホンダモーター株式会社 代表取締役社長(現任) 2005年4月 株式会社越智自動車 代表取締役社長(現任) 2010年6月 株式会社エアバス 代表取締役社長(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 越智裕人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 越智裕人氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 同氏は、企業経営に関する幅広い知識と経験により監査機能を発揮していただけるものと判断しております。
4. 越智裕人氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

札幌市東区北六条東四丁目 1 番地 7

デ・アウネさっぽろ 1 階 展示場102A

電話 (011) 721-1101 (代表)

